

西小倉地区のりあい交通事業における協議事項

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に基づき、西小倉地区のりあい交通事業の運行についての協議事項については、以下の通り。

● 「西小倉地区のりあい交通事業の運行実施について」の協議事項

(1) 運行系統について

⇒ 「資料2-2」(1)、(2) 参照

(2) 運行路線・ダイヤについて

⇒ 「資料2-2」(3)、(4) 参照

(3) 協議が調っている運賃(料金)の種類、額及び適用方法について

⇒ 「資料2-2」(5) 参照

(4) 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件について
(運行日、便数、使用車両、運行主体、停留所位置など)

⇒ 「資料2-2」(6)、(7)、(8)、 「資料2-3」 参照